

(証券コード 7640)  
2019年12月27日

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号  
**株式会社 トップカルチャー**  
代表取締役社長 清 水 秀 雄

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席になれない株主様は、書面によって議決権を行使することができます。その場合は、同封の議決権行使書に各議案への賛否をご記入いただき、2020年1月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年1月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号  
ANAクラウンプラザホテル新潟3階「飛翔の間」  
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  - 1 第35期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第35期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役10名選任の件  |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、会社の新株予約権等に関する事項、連結注記表、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.topculture.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.topculture.co.jp/>）に掲載いたします。

# 事 業 報 告

(自 2018年11月1日)  
(至 2019年10月31日)

## I 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気基調が継続しているものの、消費税増税や台風などの自然災害も影響し、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、引き続きEC市場が拡大し、業態の垣根を越えた出店攻勢や販売競争が激しくなる一方で、人件費の高騰や物流コストの上昇に伴う価格転嫁が消費マインドを押し下げ、厳しい経営環境が継続しております。

このような環境の中、当社グループでは、2018年11月に蔦屋書店小出店（新潟県魚沼市）を113坪増床し、外装内装ともに大幅な改装を行いました。

また、2019年4月から成城石井コーナーの展開をスタートし、食品を中心として販売品目を拡大いたしました。さらに、テナントの誘致を強化し、携帯ショップ、ネイルサロン、コンビニ等の新規テナントも増加いたしました。

このように、当社グループでは、大型複合店舗の広い売場に、書籍、映画、音楽、ゲームといった「日常的エンターテイメント」を集約し、さらにBook&Cafeスタイルの導入や、特撰雑貨・文具のみならず、食品等の販売品目の拡大・充実、そして多種多様なテナントの誘致により、幅広いお客様のライフスタイルに対応し、店舗へご来店いただくことの価値をさらに高めてまいりました。

一方で、店舗の運営力・収益力の強化対策の一環として、レジ総台数の見直し及びセルフレジの導入を推進いたしました。2019年1月時点で、店舗設置レジ台数に占めるセルフレジの比率は10%でしたが、2019年10月末現在では45%となっております。今後もスタッフの業務効率の改善等により、店舗運営の抜本的な見直しを行ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高31,185百万円（前年同期比96.7%）、営業利益174百万円（前年同期は営業損失1,132百万円）、経常利益154百万円（前年同期は経常損失1,199百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益135百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,384百万円）となりました。

売上面につきましては、当社グループの主軸である蔦屋書店事業において、販売品目の拡大やテナントの誘致等により、特撰雑貨・文具、賃貸不動産収入が売上を伸ばした一方で、書籍、レンタル、販売用CD・DVDの販売は、閉店や取扱店舗数の減少も影響し、前年水準に達しませんでした。その結果、同事業全体の売上高の前年同期比は97.0%（既存店前年比95.6%）となりました。

利益面につきましては、セルフレジの導入強化や、店舗照明のLED化を推進した結果、販管費の削減に奏功しました。加えて、特撰雑貨・文具、レンタルの粗利改善を行った結果、営業利益は174百万円（前年同期は営業損失1,132百万円）、経常利益154百万円（前年同期は経常損失1,199百万円）となりました。

また、2019年10月に発生した台風19号による災害損失及び固定資産に対する減損損失を特別損失として344百万円、台風被害に伴い受領した受取補償金を特別利益に362百万円計上した結果、税金等調整前当期純利益は172百万円（前年同期は税金等調整前当期純損失936百万円）となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は135百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,384百万円）となりました。

## 当連結会計年度の出店・改装店の状況

改装（3店）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蔦屋書店事業部門</li> <li>蔦屋書店小田店（新潟県/2018年11月改装開店）</li> <li>T S U T A Y A 府中駅前店（東京都/2019年2月売場縮小し、テナント展開）</li> <li>T S U T A Y A アトレヴィ田端店（東京都/2019年7月売場縮小）</li> </ul>
閉店（3店）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蔦屋書店事業部門</li> <li>蔦屋書店上野店（東京都/2019年7月閉店）</li> <li>T S U T A Y A 横山店（神奈川県/2019年10月閉店）</li> <li>・ その他部門</li> <li>古本市場トップブックス竹尾インター店（新潟県/2018年11月）</li> </ul>

事業別の業況は次のとおりです。

### 【蔦屋書店事業】

同事業の売上高は前年比3.0%減少し、30,537百万円となりました。主力商品の売上高前年比は、書籍2.6%減（既存店2.8%減）、特撰雑貨・文具2.6%増（既存店1.0%増）、レンタル12.3%減（既存店15.2%減）、販売用CD10.7%減（既存店12.3%減）、ゲーム・リサイクル8.2%減（既存店15.8%減）、販売用DVD18.0%減（既存店19.7%減）、賃貸不動産収入44.9%増（既存店28.0%増）となりました。

### 【その他】

同事業の売上高は前年比15.8%減少し、661百万円となりました。中古買取販売事業は、売上高前年比73.8%、スポーツ関連事業は、売上高前年比88.9%となりました。また、株式会社ワーグルスタッフサービスにて、2018年9月に開業した訪問看護事業については売上高40百万円となっております。

## 2. 商品別売上高の状況

(単位：百万円)

区分		第 34 期 (自 2017年11月1日 至 2018年10月31日)		第 35 期 (自 2018年11月1日 至 2019年10月31日)		前年比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
蔦屋書店事業	書 籍	16,366	50.7%	15,932	51.1%	97.4%
	特撰雑貨・文具	4,521	14.0	4,641	14.9	102.6
	レ ン タ ル	4,349	13.5	3,812	12.2	87.7
	販 売 用 C D	1,579	4.9	1,411	4.5	89.3
	ゲーム・リサイクル	1,467	4.5	1,346	4.3	91.8
	販 売 用 D V D	999	3.1	819	2.6	82.0
	賃貸不動産収入	395	1.2	572	1.9	144.9
	そ の 他	1,802	5.6	2,000	6.4	111.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	31,482	97.6	30,537	97.9	97.0	
その他	外部顧客に対する 売 上 高	775	2.4	648	2.1	83.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	9	0.0	12	0.0	129.2
	計	785	2.4	661	2.1	84.2
合 計		32,267	100.0	31,198	100.0	96.7

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
 2 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。  
 3 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

## 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、蔦屋書店事業におきまして、営業基盤の拡充を図るため、既存店1店舗の改装を行いました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額（敷金・保証金の差入額等を含む）は499百万円となりました。

## 4. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

## 5. 対処すべき課題と次期の見通し

次期の見通しにつきましては、国内外の堅調な需要、企業収益の改善等により景気は緩やかな回復基調にありましたが、消費税増税や、深刻化する人手不足により今後経済活動が停滞する懸念が生じております。また、スマートフォンの普及や動画や音楽配信サービスの充実による時間消費方法の多様化により、お客様のライフスタイルはさらに大きく変化していくことが予想されます。

このような状況の下、当社グループでは店舗の集客力・運営力・収益力の強化が必須と考えております。店舗の周辺状況をさらに深く分析し、強化店を選定、重点的な体質改善に取り組んでまいります。また、今期に引き続きセルフレジの増設や、新たな店舗運営ツールの導入等により、店舗運営の抜本的な見直しを行い、店舗スタッフの業務効率及び販管費率の改善に繋げてまいります。そして店頭でのイベント開催、異業種テナントの誘致による相乗効果などにより、集客力・販売力を強化し、市場シェアの拡大を図ります。

以上により、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高28,700百万円（前年比92.0%）、経常利益175百万円（前年比113.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益151百万円（前年比111.1%）を予定しております。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 6. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 32 期 (2016年10月期)	第 33 期 (2017年10月期)	第 34 期 (2018年10月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2019年10月期)
売 上 高	31,745	31,257	32,257	31,185
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	700	257	△1,199	154
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	378	△2,456	△1,384	135
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	31.30	△203.24	△114.56	11.25
総 資 産	24,528	24,213	24,387	21,528
純 資 産	7,227	4,611	3,136	3,273

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 32 期 (2016年10月期)	第 33 期 (2017年10月期)	第34期 (2018年10月期)	第35期(当期) (2019年10月期)
売 上 高	30,935	30,397	31,482	30,537
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	702	249	△1,201	167
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	379	△2,460	△1,386	150
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	31.38	△203.64	△114.76	12.44
総 資 産	24,504	24,146	24,358	21,549
純 資 産	7,223	4,603	3,124	3,275

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社との関係

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社トップブックス	75,000	65.0	中古書籍・CD・DVD・ゲーム等の売買
株式会社グランセナフットボールクラブ	45,000	97.7	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・運営
株式会社ワグルススタッフサービス	35,000	94.3	精神疾患・認知症を中心とした訪問看護

(注) 当社の連結対象子会社には上記3社が該当します。

## 8. 主要な事業内容 (2019年10月31日現在)

当社の企業集団は、当社及び連結対象子会社3社で構成されております。

### 【蔦屋書店事業】

当社は、書籍・文具の販売及び音楽・映像ソフト等の販売並びにレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテイメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。

### 【その他】

#### 古本市場トップブックス部門

当社の子会社である株式会社トップブックスは、中古書籍・音楽・映像ソフト及びゲーム等の売買を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」の店舗展開を行っております。

#### グランセナフットボールクラブ部門

当社の子会社である株式会社グランセナフットボールクラブは、サッカークラブとサッカースクールの運営及びスポーツ施設の企画・運営等を主な事業内容としております。

#### ワグルススタッフサービス部門

当社の子会社である株式会社ワグルススタッフサービスは、脳とこころの訪問看護ステーションを開業し、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。



9. 主要な事業所（2019年10月31日現在）

(1) 当社（76店舗）

本社	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号	
店舗		
新潟県 (25店舗)	新潟中央インター店、小針店、長岡新保店、ベルパルレ寺尾店、佐渡佐和田店、県央店、アクロスプラザ美沢店、長岡古正寺店、豊栄店、小千谷店、六日町店、新発田店、柏崎岩上店、新潟万代、小出店、新津店、竹尾インター店、上越インター店、南笹口店、河渡店、マーケットシティ白根店、新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店	
長野県 (13店舗)	諏訪中洲店、長野徳間店、上田大屋店、長野川中島店、佐久小諸店、佐久野沢店、上田しおだ野店、大町店、須坂店、中野店、塩尻店、豊科店、千曲屋代店	
神奈川県 (5店舗)	厚木戸室店、港北ミナモト店、青葉奈良店、厚木下依知店、大和下鶴間店	
東京都 (13店舗)	多摩永山店、フレスポ府中店、八王子みなみ野店、南大沢店、八王子檜原店、稲城若葉台店、町屋店、東大島店、亀有店、船堀店、アトレヴィ田端店、府中駅前店、練馬春日町店	
群馬県 (6店舗)	前橋みなみモール店、伊勢崎平和町店、伊勢崎茂呂店、太田店、前橋吉岡店、伊勢崎宮子店	
埼玉県 (6店舗)	熊谷店、滑川店、川島インター店、フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店	
静岡県 (2店舗)	静岡本店、静岡平和町店	
茨城県 (2店舗)	ひたちなか店、龍ヶ崎店	
宮城県 (2店舗)	仙台泉店、アクロスプラザ富沢西店	
岩手県 (2店舗)	MORIOKA TSUTAYA、緑が丘店	

(2) 株式会社トップブックス（2店舗）

本社	新潟県新潟市西区	
店舗		
新潟県 (1店舗)	新津店	
長野県 (1店舗)	佐久小諸店	

(3) 株式会社グランセナフットボールクラブ

本社及びサッカースタジアム 新潟県新潟市西区

(4) 株式会社ワーグルスタッフサービス (2 事業所)

本社	新潟県新潟市西区
事業所	
新潟県 (2 事業所)	訪問看護ステーション万代、長岡

10. 従業員の状況（2019年10月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前期末比増減数
蔦屋書店事業	267名 (525名)	57名減 (164名減)
その他		
古本市場トップブックス部門	4名 (6名)	1名減 (4名減)
グランセナフットボールクラブ部門	18名 (4名)	1名増 (±0名)
ワーグルスタッフサービス部門	7名 (1名)	4名増 (1名増)
合 計	296名 (536名)	53名減 (167名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。  
 2. 連結子会社の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
267名 (525名)	57名減 (164名減)	38.0才	11.7年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

11. 主要な借入先（2019年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 第 四 銀 行	2,205,075 <sup>千円</sup>
株 式 会 社 北 越 銀 行	2,171,436
新 潟 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,205,824
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	966,242
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	863,065
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	804,851

## Ⅱ 会社の状況（2019年10月31日現在）

### 1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 33,472,000株  
 (2) 発行済株式の総数 12,084,520株（自己株式603,480株を除く）  
 (3) 株主数 8,860名  
 (4) 単元株式数 100株  
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヒ ー ズ	2,623,098	21.70
株 式 会 社 T S U T A Y A	2,416,904	20.00
清 水 秀 雄	663,900	5.49
清 水 大 輔	294,000	2.43
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/ CLIENT ASSET	194,100	1.60
ト ッ プ カ ル チ ャ ー 従 業 員 持 株 会	178,012	1.47
株 式 会 社 北 越 銀 行	164,000	1.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	144,700	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	142,400	1.17
株 式 会 社 本 間 組	102,000	0.84

（注）持株比率は、自己株式（603,480株）を控除して計算しております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

役職	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 秀雄	株式会社ヒーズ代表取締役 株式会社T S U T A Y A 社外取締役 株式会社ワールスタッフサービス 代表取締役社長兼CEO
取締役	遠海 武則	管理部長
取締役	吉田 勝一	管理部経理担当
取締役	小林 学	営業本部長
取締役	西村 仁	株式会社T S U T A Y A 北信越カンパニー カンパニー社長
取締役	中村 崇	弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所代表弁護士
常勤監査役	宮澤 一	
監査役	山田 剛志	弁護士 成城大学法学部教授
監査役	西村 裕	公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役

- (注) 1. 取締役西村仁氏及び中村崇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 監査役山田剛志氏及び西村裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 2019年1月18日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって、田村睦博氏及び岸本裕之氏は任期満了により取締役を退任いたしました。  
 4. 2019年1月18日開催の第34回定時株主総会において、西村仁氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。  
 5. 当社は、取締役中村崇氏、監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 監査役西村裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	6名	117,150千円	うち社外取締役 1名 1,800千円
監査役	3名	10,500千円	うち社外監査役 2名 3,600千円
合 計	9名	127,650千円	

- (注) 1. 2000年1月18日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与含まず）は、次のとおりです。  
 取締役年額 500,000千円、監査役年額 30,000千円  
 2. 上記取締役には、2019年1月18日に退任した取締役の1名が含まれております。また、期末現在、無報酬の社外取締役が1名おります。  
 3. ストックオプションによる報酬額について、記載すべき事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	責任の範囲の概要	子から年員受報酬額 の 社 事 の し た の 当 会 当 度 と け 等
西村 仁	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>株式会社TSUTAYA 北信越カンパニー カンパニー社長</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>株式会社TSUTAYAは、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、特定関係事業者に該当いたします。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況(注)</p> <p>10回中10回出席し、主に経営者としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	
中村 崇	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所 代表弁護士</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>12回中12回出席した他、適宜重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 取締役西村仁氏は2019年1月18日開催の第34回定時株主総会において取締役に選任されたため、就任後の開催回数を元に記載しております。

②監査役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	責任の範囲の概要	定内要 当年度と 社業のし のたの 子ら の業 の役 の報 の額
山田 剛志	<p>(ア) 重要な兼職 弁護士 成城大学法学部教授</p> <p>(イ) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中10回、監査役会14回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
西村 裕	<p>(ア) 重要な兼職 公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役</p> <p>(イ) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会12回中12回、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬等の額

28,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、会社法第344条に基づいて再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断する場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (5) 会計監査人の報酬等について

監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び市況等を鑑みて報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。



### Ⅲ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において下記の事項を定めております。

#### 記

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - ① 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
  - ③ 当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
  - ④ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
  - ⑤ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍するようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
  - ② 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
  - ② 組織横断的リスクの監視並びに対応は管理部が行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
  - ② 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。

- ③ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役及び取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
- ⑤ ④の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社取締役並びに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンス並びにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
  - ② 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。
  - ③ 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助する組織を管理部とする。
  - ② 監査役は管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
  - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
  - ② 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
  - ② 監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配を継続させていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載されている売上高等の数字には消費税等は含まれておりません。  
2. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,165,196</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,656,390</b>
現金及び預金	1,254,888	買掛金	2,877,938
売掛金	339,050	短期借入金	3,500,000
商品	8,709,153	1年内返済予定の長期借入金	1,887,059
その他の	862,507	リース債務	491,504
貸倒引当金	△404	未払法人税等	87,642
<b>固定資産</b>	<b>10,363,238</b>	賞与引当金	47,000
<b>有形固定資産</b>	<b>6,715,692</b>	未払金	431,082
建物及び構築物	2,013,065	その他の	334,163
土地	1,423,759	<b>固定負債</b>	<b>8,598,571</b>
リース資産	3,022,857	長期借入金	3,737,494
その他	256,009	リース債務	3,907,863
<b>無形固定資産</b>	<b>52,576</b>	資産除去債務	569,874
借地権	25,900	長期前受収益	579
ソフトウェア	10,406	退職給付に係る負債	67,771
電話加入権	12,939	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	3,330	長期未払金	47,513
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,594,970</b>	長期預り敷金保証金	204,534
投資有価証券	11,126	<b>負債合計</b>	<b>18,254,962</b>
長期前払費用	313,459	<b>(純資産の部)</b>	
敷金及び保証金	3,136,165	<b>株主資本</b>	<b>3,241,246</b>
その他	134,218	資本金	2,007,370
		資本剰余金	2,303,141
		利益剰余金	△799,236
		自己株式	△270,027
		その他の包括利益累計額	△857
		その他有価証券評価差額金	△857
		新株予約権	8,249
		非支配株主持分	24,833
		<b>純資産合計</b>	<b>3,273,472</b>
<b>資産合計</b>	<b>21,528,434</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>21,528,434</b>

# 連結損益計算書

(自 2018年11月1日  
至 2019年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,185,530
売上原価		21,400,177
売上総利益		9,785,353
販売費及び一般管理費		9,611,352
営業利益		174,001
営業外収益		
受取利息配当金	30,383	
雑収入	82,609	112,993
営業外費用		
支払利息	132,689	132,689
経常利益		154,305
特別利益		
受取補償金	362,554	362,554
特別損失		
減損損失	163,281	
災害損失	181,191	344,473
税金等調整前当期純利益		172,386
法人税、住民税及び事業税	36,231	36,231
当期純利益		136,154
非支配株主に帰属する当期純利益		190
親会社株主に帰属する当期純利益		135,964

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2018年11月1日）  
（至 2019年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,007,370	2,303,598	△935,201	△270,028	3,105,737
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	135,964	—	135,964
自己株式の処分	—	—	—	1	1
連結子会社の増資による持分の増減	—	△456	—	—	△456
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△456	135,964	1	135,508
当連結会計年度末残高	2,007,370	2,303,141	△799,236	△270,027	3,241,246

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△1,484	△1,484	8,249	24,186	3,136,690
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	135,964
自己株式の処分	—	—	—	—	1
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	—	—	△456
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	626	626	—	647	1,273
連結会計年度中の変動額合計	626	626	—	647	136,782
当連結会計年度末残高	△857	△857	8,249	24,833	3,273,472

# 貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,110,474	流動負債	9,613,670
現金及び預金	1,199,559	買掛金	2,874,637
売掛金	316,981	短期借入金	3,500,000
商品	8,691,173	1年内返済予定の長期借入金	1,878,809
前払費用	303,825	リース債務	491,504
未収入金	575,316	未払金	424,259
その他	24,018	未払費用	27,052
貸倒引当金	△400	未払法人税等	86,411
固定資産	10,438,869	未払消費税等	140,417
有形固定資産	6,713,904	預り金	60,853
建物	1,764,447	前受収益	59,444
構築物	247,892	賞与引当金	47,000
車輛運搬具	6,474	設備未払金	23,281
工具、器具及び備品	248,472	固定負債	8,660,548
土地	1,423,759	長期借入金	3,687,494
リース資産	3,022,857	リース債務	3,907,863
無形固定資産	52,329	資産除去債務	569,874
借地権	25,900	長期前受収益	579
ソフトウェア	10,406	退職給付引当金	67,771
電話加入権	12,693	役員退職慰労引当金	62,941
無形リース資産	3,330	関係会社債務保証損失引当金	58,250
投資その他の資産	3,672,635	関係会社事業損失引当金	49,226
投資有価証券	11,126	長期未払金	47,513
関係会社株式	81,750	長期預り敷金保証金	209,034
出資金	100	負債合計	18,274,218
長期前払費用	313,459	(純資産の部)	
敷金及び保証金	3,132,080	株主資本	3,267,732
その他	134,118	資本金	2,007,370
		資本剰余金	2,303,691
		資本準備金	2,303,691
		利益剰余金	△773,300
		利益準備金	9,160
		その他利益剰余金	△782,460
		繰越利益剰余金	△782,460
		自己株式	△270,027
		評価・換算差額等	△857
		その他有価証券評価差額金	△857
		新株予約権	8,249
		純資産合計	3,275,124
資産合計	21,549,343	負債・純資産合計	21,549,343

# 損 益 計 算 書

(自 2018年11月1日  
至 2019年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		30,537,071
売 上 原 価		21,012,426
売 上 総 利 益		9,524,645
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,405,642
営 業 利 益		119,002
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	30,383	
受 取 地 代 家 賃	86,170	
雑 収 入	89,992	206,546
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	132,058	
関 係 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	26,169	158,227
経 常 利 益		167,321
特 別 利 益		
受 取 補 償 金	362,554	362,554
特 別 損 失		
減 損 失	163,281	
災 害 損 失	181,262	344,544
税 引 前 当 期 純 利 益		185,331
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,000	35,000
当 期 純 利 益		150,331



## 株主資本等変動計算書

(自 2018年11月1日)  
(至 2019年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,007,370	2,303,691	2,303,691
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,007,370	2,303,691	2,303,691

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,160	△932,792	△923,632	△270,028	3,117,399
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	150,331	150,331	—	150,331
自己株式の処分	—	—	—	1	1
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	150,331	150,331	1	150,332
当 期 末 残 高	9,160	△782,460	△773,300	△270,027	3,267,732

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,484	△1,484	8,249	3,124,165
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	150,331
自己株式の処分	—	—	—	1
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	626	626	—	626
当期変動額合計	626	626	—	150,959
当期末残高	△857	△857	8,249	3,275,124

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月4日

株式会社 トップカルチャー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2018年11月1日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月4日

株式会社トップカルチャー  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの2018年11月1日から2019年10月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月4日

株式会社トップカルチャー 監査役会

常勤監査役 宮澤 一 ㊞

社外監査役 山田 剛志 ㊞

社外監査役 西村 裕 ㊞

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため4名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	しみず ひでお 清水 秀雄	<再任>
	1	生年月日 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
<b>【取締役候補者の選任理由】</b> 当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
<b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b>		
1986年12月	当社設立、代表取締役社長（現任）	
1995年11月	有限会社ヒーズ（現 株式会社ヒーズ）代表取締役（現任）	
2000年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役	
2000年10月	株式会社トップブックス代表取締役	
2008年3月	株式会社グランセナフットボールクラブ代表取締役	
2011年1月	同社取締役会長	
2011年7月	TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社取締役副社長	
2013年6月	同社取締役会長	
2015年5月	株式会社TSUTAYA社外取締役（現任）	
2019年3月	株式会社ワールスタッフサービス代表取締役社長兼CEO（現任）	

候補者番号  2	えんかい たけのり 遠海武則	<再任>
	生年月日	1968年6月23日生
	所有する当社株式の数	8,600株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)

**【取締役候補者の選任理由】**

執行役員及び取締役として、当社管理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1999年7月 当社入社  
2003年1月 執行役員経理課長  
2005年3月 執行役員経理部長  
2008年1月 取締役経理部長  
2010年11月 取締役管理部長（現任）

候補者番号  3	よしだ しょういち 吉田勝一	<再任>
	生年月日	1972年3月24日生
	所有する当社株式の数	3,300株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)

**【取締役候補者の選任理由】**

当社入社以前も含め、財務経理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

2009年8月 当社入社 経理部経理課長  
2010年10月 管理部経理課長  
2013年1月 取締役管理部経理担当（現任）

候補者番号  4	こばやし まなぶ 小林 学	<再任>
	生年月日	1974年7月19日生
	所有する当社株式の数	2,700株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)

**【取締役候補者の選任理由】**

当社営業本部の責任者として、商品施策や店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1997年3月 当社入社  
2007年6月 執行役員港北ミナモ店店长  
2011年8月 蔦屋書店前橋みなみモール店店长  
2014年1月 取締役蔦屋書店前橋みなみモール店店长  
2017年12月 取締役営業本部長（現任）

候補者番号  5	みずしま しんきち 水島 新吉	<新任>
	生年月日	1969年4月3日生
	所有する当社株式の数	8,800株
	取締役会への出席状況	—% (—)

**【取締役候補者の選任理由】**

大型店舗をはじめとする店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1992年4月 当社入社  
2003年1月 執行役員エリアマネージャー  
2014年1月 取締役蔦屋書店ひたちなか店店长  
2018年4月 MORIOKA TSUTAYA店長  
2018年7月 MORIOKA TSUTAYA店長 兼 蔦屋緑が丘店店长（現任）

候補者番号  6	あ べ ともゆき 阿 部 智 幸	<新任>
	生年月日	1982年3月13日生
	所有する当社株式の数	一株
	取締役会への出席状況	-% (-)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  営業本部運営担当部長として、店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> <p>2005年4月 当社入社</p> <p>2014年11月 営業本部商品担当次長</p> <p>2017年1月 株式会社トップブックス代表取締役社長（現任）</p> <p>2018年8月 営業本部運営担当部長（現任）</p>		
候補者番号  7	し み ず だいすけ 清 水 大 輔	<新任>
	生年月日	1984年6月7日生
	所有する当社株式の数	294,000株
	取締役会への出席状況	-% (-)
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b>  当社入社以前も含め、事業計画の立案や分析に豊富な知見を有することから、取締役として選任をお願いするものです。</p> <p><b>【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】</b></p> <p>2008年9月 慶応義塾大学 総合政策学部 卒業</p> <p>2009年4月 楽天株式会社入社</p> <p>2009年5月 同社 経営企画室</p> <p>同社 楽天市場事業部 営業開発部</p> <p>同社 楽天ブックス事業部 事業戦略グループ</p> <p>2018年8月 Hult International Business School (ボストン) 卒業 MBA取得</p> <p>2018年10月 株式会社メディアドゥホールディングス入社 経営企画室</p> <p>2019年11月 当社入社 経営企画室（現任）</p>		

候補者番号  8	の と や す ゆ き 能 登 康 之	<新任> <社外取締役候補者>
	生年月日	1964年2月23日生
	所有する当社株式の数	一株
	取締役会への出席状況	-% (-)

**【社外取締役候補者の選任理由】**

当社が加盟するFC本部の取締役副社長として、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

2011年6月 株式会社ビコムキタムラ取締役会長（現任）  
2012年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社執行役員  
2014年12月 株式会社TSUTAYA取締役常務執行役員 FC本部 本部長  
2015年4月 同社専務取締役  
2015年12月 ニューコ・ワン株式会社代表取締役会長（現任）  
2017年4月 株式会社関西TSUTAYA代表取締役社長（現任）  
2018年4月 株式会社TSUTAYA取締役副社長（現任）

候補者番号  9	にしむら じん 西 村 仁	<再任> <社外取締役候補者>
	生年月日	1967年1月30日生
	所有する当社株式の数	一株
	取締役会への出席状況	100% (10回中10回)

**【社外取締役候補者の選任理由】**

当社が加盟するFC本部のカンパニー社長として、豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1990年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社  
2014年4月 同社TSUTAYA直営カンパニー カンパニー副社長  
2015年4月 株式会社TSUTAYASTORES常務取締役  
2018年4月 株式会社TSUTAYA北信越カンパニー カンパニー社長（現任）  
2019年1月 当社取締役（現任）

候補者番号  10	なかむら たかし 中 村 崇	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	1976年8月26日生
	所有する当社株式の数	－株
	取締役会への出席状況	100% (12回中12回)

**【社外取締役候補者の選任理由】**

弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。

**【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

2000年3月	一橋大学 法学部 卒業
2004年10月	弁護士登録
2010年7月	中村江花法律事務所(現 弁護士法人ユナイテッド法律事務所)開設、代表弁護士(現任)
2012年4月	新潟大学法科大学院客員教授
2017年1月	当社取締役(現任)

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2019年10月31日現在のものです。
2. 能登康之氏及び西村仁氏が役職を兼務する株式会社TSUTAYAは、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当いたします。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する記載事項
- (1) 社外取締役の独立性について
- ① 能登康之氏及び西村仁氏が役職を兼務する株式会社TSUTAYAは、上記注2. に記載のとおり当社の特定関係事業者に該当いたします。中村崇氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員になったことはありません。
- ② いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ いずれの社外取締役候補者も、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について  
中村崇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を活かし、社外取締役としての債務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 当社の社外取締役が最後に選任された後在任中に、当社において不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について  
該当事項はありません。
- (4) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について  
該当事項はありません。
- (5) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者西村仁氏及び中村崇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。また、能登康之氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を新たに締結する予定です。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山田剛志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

やまだ つよし 山 田 剛 志	<再任> <社外監査役候補者> <独立役員候補者>
生年月日	1965年7月16日生
所有する当社株式の数	一株
取締役会への出席状況	83.3% (12回中10回)
監査役会への出席状況	85.7% (14回中12回)
<p><b>【社外監査役候補者の選任理由】</b></p> <p>弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくと共に、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。</p> <p><b>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</b></p> <p>1996年4月 新潟大学法学部助教授                  2004年4月 弁護士登録（新潟県弁護士会）                  2004年4月 新潟大学法科大学院准教授                  2008年1月 当社監査役（現任）                  2010年4月 成城大学法学部教授（現任）                  2011年7月 敬和総合法律事務所入所（東京弁護士会）（現任）                  2011年7月 TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社監査役</p>	

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する記載事項

(1) 社外監査役の独立性について

- ① 山田剛志氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 山田剛志氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 山田剛志氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。



- (2) 当社の社外監査役が最後に選任された後在任中に、当社において不正な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について  
該当事項はありません。
- (3) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について  
該当事項はありません。
- (4) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、社外監査役候補者山田剛志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消することができるものといたしたく存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

とくもと よしひこ 徳本好彦	<補欠の社外監査役候補者> <補欠の独立役員候補者>
生年月日	1968年8月10日生
所有する当社株式の数	一株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者の選任理由】</b></p> <p>同氏が企業法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくと共に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役に就任された場合には、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p><b>【略歴、地位及び重要な兼職の状況】</b></p> <p>1996年12月 司法書士登録</p> <p>2000年4月 司法書士永野合同事務所副所長</p> <p>2003年4月 司法書士法人新潟合同事務所（現 日本リーガル司法書士法人）社員</p> <p>2004年3月 簡裁訴訟代理権認定資格取得</p> <p>2007年4月 司法書士法人新潟合同事務所（現 日本リーガル司法書士法人）所長代表社員（現任）</p> <p>2014年4月 行政書士登録</p> <p>2019年3月 土地家屋調査士登録</p>	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものです。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項

(1) 社外監査役の独立性について

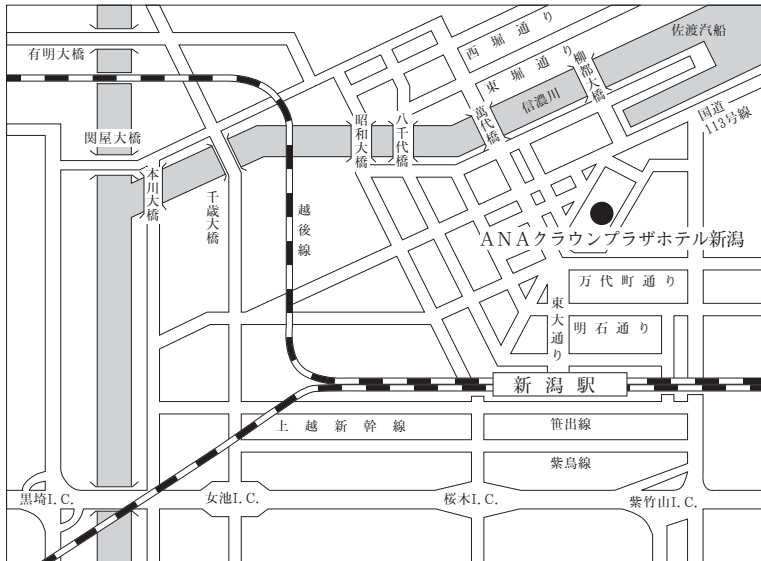
- ① 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

- ③ 徳本好彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
徳本好彦氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号  
ANAクラウンプラザホテル新潟  
3階「飛翔の間」  
電話 (025) 245-3334



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約8分
- バスをご利用の場合：「バスセンター前」停留所より徒歩約2分
- お車の場合：新潟バイパス 「紫竹山インター」より約10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。